

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人つわぶき

## 1. 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児童の活動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用児童の主体性と尊厳を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止を誓い、身体拘束をしない療育の実施に努める。

### (1) 重要事項に定める内容

利用児童等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為をしない。

### (2) 根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

※個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

- ①切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### (3) 身体的拘束に該当する具体的な行為

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・自由に動けないように椅子などに固定する。
- ・自分の意思では動けないように、柵などで囲む。
- ・支援者が自分の体で利用児童を押さえつけて行動を制限する。
- ・強引に抱えたり、羽交い絞めにして移動させる。
- ・行動障害を起こしている利用児童の四肢や体を持って制止する。
- ・行動障害を起こしている利用児童の体を抱えたり、羽交い絞め、馬乗りになって止める。
- ・手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・医師の指示なく、転倒や自傷行為による怪我を防止するためのヘッドギアを着用させる。
- ・言葉や態度で脅して動けなくする。
- ・利用児童の意思を無視して無理に従わせる。
- ・自分の意志で開けることの出来ない保育室等に隔離する。
- ・保育室外に閉め出す。
- ・医師の指示なく、行動を落ち着かせるために薬を服用させる。

## 2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組成する。なお、本委員会の責任者は施設長とし、児童発達支援管理責任者、担当職員を「身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。

身体拘束適正化検討委員会は、年1回以上、定期的に開催し、検討、協議する。

### (2) 身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する責任者は施設長とする。

身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進する。また、施設長は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければならない。身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

身体拘束適正化検討委員会の構成と役割

身体拘束適正化検討委員会の責任者	施設長
身体拘束禁止対応策の担当者	児童発達支援管理責任者
身体拘束実施時の支援計画の見直し	児童発達支援管理責任者・担当職員
利用児童及び保護者に対する説明	児童発達支援管理責任者
専門家	つわぶきクリニック医師

## 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（1回以上）の実施
- (2) 新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

※研修の実施記録を作成する。（内容・日時・参加者）

## 4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用児童及び保護者に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。

## 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

当該利用児童又は他の利用児童・職員の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施する。

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、下記の3要件すべて

を満たしているかどうかについて評価・確認する。

①切迫性（利用児童又は他の利用児童等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること）

②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと）

③一時性（身体拘束による行動制限が一時的なものであること）

また、当該利用児童の家族と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。

身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の方法・場所・時間・期間等について確認する。また、拘束解除にむけた取り組みの検討会を隨時行う。

(2) 利用児童及び保護者に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用児童及び保護者に同意を得る。

(3) 記録

様子や時間・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録し、状況を分析し職員に周知する。

記録は、5年間保存する。

(4) 身体拘束の解除

再検討を行い、身体拘束の3要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用児童及び保護者に報告する。

## 6.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の身体拘束等の適正化のための指針は利用児童及び保護者が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

## 7.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持つ必要がある。

(1) 安易に身体拘束等を実施していないか。

(2) サービス提供の中で、緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。（別の対策や手段はないのか）

### 附則

この身体拘束等の適正化のための指針は、令和6年4月1日より施行する。